最終更新日：2015年11月30日
株式会社清水銀行
代表取締役頭取　豊島　勝一郎
問合せ先：経営企画部　TEL：054-353-7895
証券コード：8364
http://www.shimizubank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が求められるなか、株主の皆さまやお客さまに対して経営の透明性を高め、公正な経営を行うことが使命であると考えております。そのためには、取締役会の機能を強化し、スピーディな意思決定の実現及び経営の業務執行に対する厳正な監視態勢を整備することが必要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】
・平成27年5月に電子行使プラットフォームを整備し、運用を開始いたしました。招集通知の英訳につきましては、平成28年6月開催予定である株主総会からの対応を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】
・独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、取締役会における議論に積極的に貢献していただくためにも、独立社外者のみを構成員とする会合の開催について検討してまいります。

【補充原則4-10-1】
・独立社外取締役を主要構成員とする任意の諮問委員会の設置はしておりません。しかし、平成27年6月、更なるガバナンス体制の充実を図るため、社外取締役を3名体制（うち2名が独立社外取締役）といたしました。各独立社外取締役とも、高度な専門知識や経験を活かし、必要に応じて助言を行っております。
今後、更なるガバナンス体制の充実を図るため、任意の諮問委員会の設置も検討してまいります。

【補充原則4-11-3】
・取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、分析、評価手法を含めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】
・政策保有株式については、投資先企業との取引の維持・拡大や投資先企業および当行の安定的かつ継続的な企業活動の発展などに資すると判断される場合のみ保有することとしております。保有する政策投資株式については、投資先企業の成長性、将来性や中長期的な経済合理性などを踏まえ、定期的に保有意義の検証を行い、保有の可否を判断しております。

「議決権行使基準」
・投資先企業の企業価値向上の観点から慎重な検討が必要とされる議案については、目的および考え方等を確認したうえで、総合的に賛否を判断しております。

【原則1-7】
・当行は「取締役と銀行間の取引」、「取締役の競業取引」については、その取引が当行および株主共同の利益を害することのないよう、取締役会で承認を行い、実施結果については取締役会に報告することとしております。あわせて、関連当事者取引の検証体制を強化するため、個別財務諸表のチェックリストに基づき、統制状況を把握する仕組みを作っております。

【原則3-1】
(1)経営理念、経営計画につきましては、当行ホームページ（https://www.shimizubank.co.jp）に記載しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書の「1.1基本的な考え方」に記載しております。
(3)役員報酬については、企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めるため、「確定金額報酬」のみであった報酬体系に、株式報酬型ストックオプション、業績連動型報酬を加え、3体系といたしました。株主総会にて報酬上限額を決定し、取締役会にて個別支給額の決定をしております。
(4)取締役の選任につきましては、当行の経営を任せられる能力や経験、経営の一端を担うものとして、経営課題やコンプライアンス、リスク管理に対して適切な判断能力と意見を持つ人物を、頭取が候補者として取締役会に推薦し、株主総会にて決定しております。
監査役につきましては、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有する人物を、監査役会より同意を得た上で、頭取が取締役会に推薦し、株主総会において決定しております。
(5)各取締役、監査役の選任理由につきましては、下記の通りとなります。なお、略歴及び重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」、本報告書「2.1【取締役関係】会社との関係(2)」にも掲載しております。

＜取締役・監査役の選任理由＞
【山田 訓史】
・経営企画、審査、人事、監査等も含め幅広く銀行業務に携わり、頭取、会長として経営経験も豊富であることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【豊島 勝一郎】
・経営企画、営業推進、審査、人事、リスク管理、財務等も含め幅広く銀行業務に携わり、頭取として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。

【望月 昭宏】
・経営企画、リスク管理、財務、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、専務取締役として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【野々山 茂】
・経営企画、システム運用、リスク管理、財務、市場運用部門等も含め幅広く銀行業務に携わり、常務取締役として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【望月 文人】
・経営企画、人事、営業推進等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【鈴木 壽美子】
・静岡県教育委員会委員長、静岡家庭裁判所家事調停委員など要職で活躍した経験と社会的信用を備えており、同氏の広い見識を経営に取り入れることができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【金田 富士夫】
・静岡市収入役として行政で培ってきた経験と社会的信用を備えており、同氏の広い見識を経営に取り入れることができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【東 惠子】
・大学教授として培ってきた経験と社会的信用を備えており、同氏の広い見識を経営に取り入れることができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【白川 直幸】
・リスク管理、財務、市場運用部門、システム運用等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【宇佐美 俊二】
・審査、企業再生等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【岩山 靖宏】
・経営企画、リスク管理、財務等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補に選定したものであります。
【小林 和仁】
・人事、審査、営業推進等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知していることから、監査役として職務の遂行を適切に行うことができると判断し、監査役候補に選定したものであります。
【清 明宏】
・審査、監査等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知していることから、監査役として職務の遂行を適切に行うことができると判断し、監査役候補に選定したものであります。
【伊藤 洋一郎】
・長年に亘る弁護士としての見識と経験を有しており、法律の専門家としての見地から業務執行の適法性の監査等、監査役として職務の遂行を適切に行うことができると判断し、監査役候補に選定したものであります。
【磯部 和明】
・長年に亘る公認会計士、税理士としての見識と経験を有しており、会計の専門家としての見地から業務執行の適法性の監査等、監査役として職務の遂行を適切に行うことができると判断し、監査役候補に選定したものであります。

【補充原則4-1-1】
・取締役会での決議事項は「取締役会規程」にて明確に定めております。また、頭取を含む取締役にて構成する経営会議および頭取や担当取締役への委任の範囲については、取締役会で決議される「職務権限規程」にて明記しております。

【原則4-8】
・当行では、コーポレートガバナンスをより強化するため、平成27年6月、新たに1名の独立社外取締役を選任し、3名の社外取締役(うち2名の独立社外取締役)体制といたしました。
・当行は、監査役会設置会社でありますが、各取締役による相互牽制機能および監査役による客観的かつ中立的な経営の監視機能は有効に機能していると考えております。

【原則4-9】
・専門家としての知識及び職務執行に必要な知見や経営者としての豊富な経験を有し、会社法に定める社外取締役の要件および「独立性判断基準」(下記参照)を満たす者を独立社外取締役として選任しております。

「独立性判断基準」
原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。
(1) 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。
(2) 当行からの役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
(3) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
(4) 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(5) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(6) 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者。
ア. (1)～(5)に該当する者。
イ. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいう。例えば、独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれている。1年以上前は「最近」に該当しない。
※「主要な」とは、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。
※「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。
※「重要でない者」とは、会社・取引先の役員・部長クラスの者や各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士をいう。

【補充原則4-11-1】
・取締役会は、意思決定の迅速化、審議の充実等の観点より、社内取締役8名、社外取締役3名の11名で構成しております。
・取締役会の機能を効果的、効率的に発揮するため、取締役は、豊富な経験と幅広い知見、あるいは専門的知識を有する人物をバランスよく選任することとしております。

「取締役の選任基準」
取締役の選任にあたっては、取り巻く環境や業績を考慮した上で、取締役としての資質を兼ね備え、豊富な経験と幅広い知見を有する人物を選

任することとします。
(1) 企業価値の向上に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること
(2) 人格に優れ、高い倫理観を有していること
(3) 職務遂行上、健康面に支障がないこと
(4) 職務遂行に必要な時間を確保できる者であること
(5) 経営に関し、洞察力に優れ、客観的データを有すること
以上を基準として、取締役選任議案を取締役会において決定します。

【補充原則4-11-2】
・取締役、監査役の重要な兼任につきましては、「株主総会招集ご通知」の事業報告に記載、開示をしております。

【補充原則4-14-2】
・取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たせるよう、継続的に経営の監督を行う上で必要となる事業活動に関する情報や知識の提供、外部機関による研修等への参加など、各取締役・監査役のステージに応じた研修、トレーニング機会の提供およびその費用の支援を行っております。

【原則5-1】
以下の方針を定め、株主の皆さまからの対話(面談)の申込に対して前向きに取組んでおります。
(1)株主との対話全般についての総括、目配りを行う経営陣または取締役の指定
・頭取及び総合統括部担当役員が中心となり、経営戦略等について双方向でのコミュニケーションを図る場として、IRおよび個人投資家を対象とした企業説明会を開催しております。
・株主の皆さまとの対話機会を作る等、総務管理部担当役員を中心に前向きに取組んでおります。
(2)対話を補助する社内の各部門が有機的に連携するための方策
・広報(経営企画部)、予算(総合統括部)、営業(支店営業部)、リスク管理(総合統括部)等との多方面からの情報を集約を行い、株主の対話の基礎資料を作成しております。
(3)個別面談以外の対話手段の充実に関する取組み
・株主を含むお取引先を対象としたIRおよび個人投資家を対象とした企業説明会の他、ディスクロージャー資料等、情報開示の充実に努めております。
(4)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
・経営会議、取締役会へ報告をする体制が整備されております。
(5)対話に際してインサイダー情報の管理に関する方策
・インサイダー取引の防止と公平性を確保するために、四半期毎の決算発表日までは、決算情報に関する対話は控えさせていただいております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	529,900	5.51
鈴与株式会社	468,484	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	318,000	3.31
清水銀行従業員持株会	315,878	3.29
共栄火災海上保険株式会社	237,000	2.46
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人)シティバンク銀行株式会社	191,800	1.99
株式会社みずほ銀行(常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	189,648	1.97
藍澤證券株式会社	170,304	1.77
朝日生命保険相互会社(常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	155,000	1.61
大同生命保険株式会社(常任代理人)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	148,300	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　壽美子	他の会社の出身者											
金田　富士夫	その他											
東　惠子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　壽美子		－	静岡県教育委員会委員長、静岡家庭裁判所家事調停委員など要職で活躍した経験と社会的信用を備えており、同氏の広い見識を経営に取り入れることができることから社外取締役に選任しております。同氏のこれまでの経歴・経験に照らし当行への客観的・中立的な監督を果たしていただけるものと考えております。
金田　富士夫	○	平成19年3月まで、静岡市収入役として勤務しておりました。	当行とは利害関係を有せず、静岡市収入役として行政で培ってきた経験と社会的信用を備えており、同氏の広い見識を経営に取り入れることができることから社外取締役に選任し独立役員として届出を行っております。同氏のこれまでの経歴・経験に照らし、当行への客観的・中立的な監督を果たしていただけるものと考え

			ております。
東　惠子	○	平成2年より東海大学短期大学部の助教授、平成19年より東海大学の教授を務め、現在に至っております。	当行とは利害関係を有せず、大学教授として培ってきた幅広い見識および経験を有していることから社外取締役に選任し独立役員として届出を行っております。同氏のこれまでの経歴・経験に照らし当行への客観的・中立的な監督を果たしていただけるものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との間で定期的に開催される自己査定監査報告会及び期末（中間）監査報告会等において、会計監査人と意見交換を行っているほか、会計監査人による営業店監査に係る報告を受けるなど、会計監査人との適切な連携を図っております。
また、監査役は、内部監査部門が実施する監査講評への立会いや定期的な意見交換会等を通し、内部監査部門とも緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤　洋一郎	弁護士										○			
磯部　和明	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　洋一郎	○	同氏と当行との間で顧問契約を締結し、顧問料および報酬等を支払っておりますが、当該顧問料および報酬等は多額の金銭その他の財産に該当するものではな	長年に亘る弁護士としての見識と経験を有しており、公正な立場で客観性および中立性を重視し、法律の専門家としての見地から業務執行の妥当性等、当行の経営を監査できる

		く、一般株主との利益相反の生ずるおそれはありません。	ことから社外監査役に選任し独立役員としての届出を行っております。
磯部　和明	○	－	当行とは利害関係を有せず、公正な立場で客観性および中立性を重視し、公認会計士・税理士としての見地から業務執行の妥当性等、当行の経営を監査できることから社外監査役に選任し、独立役員としての届出を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成27年6月19日開催の定時株主総会にて、取締役の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的に、確定金額報酬のみの役員報酬に、業績連動型報酬と株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議いたしました。

(1)業績連動型報酬につきましては、単体当期純利益水準に応じ、その上限枠を30百万円、単体当期純利益が10億円未満の場合、報酬枠は0円とします。

(2)株式報酬型ストックオプションにつきましては、取締役(社外取締役を除く)に対し、新株予約権を年額36百万円以内の範囲で割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当行が平成26年度に取締役及び監査役に支払った報酬等は次の通りであります。
取締役　271百万円(社外取締役を除く)
監査役　39百万円(社外監査役を除く)
社外役員 27百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年6月19日開催の定時株主総会にて、取締役の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的に、取締役(社外取締役を除く)に対し、確定金額報酬とは別枠で業績連動型報酬と株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議いたしました。取締役に対する確定金額報酬を年額270百万円以内(うち社外取締役の確定金額報酬額は年額20百万円以内)、監査役の確定金額報酬額を年額60百万円以内としております。

(1)業績連動型報酬

当期純利益水準	報酬枠(年額)
50億円以上	30百万円
30億円以上50億円未満	20百万円
10億円以上30億円未満	10百万円

10億円未満　　0円

(2)株式報酬型ストックオプション
取締役(社外取締役を除く)に対し、新株予約権を年額36百万円以内の範囲で割り当てます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務をサポートするため、取締役会議案の説明や各種情報提供を適時行うこととしております。社外監査役を含む監査役の職務を補佐するため、専任のスタッフを1名配置しております。社外監査役は取締役会へ出席しているほか監査役会を毎月開催し、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当行は、監査役設置会社形態を採用し、監査役4名(うち社外監査役2名)を構成員とする監査役会を設置しており、取締役の業務執行を適正に監査し、経営に対するチェック機能を充実させております。
・取締役の業務執行に対する監督機能および外部からの監督機能等を発揮させるべく、社外取締役を選任しております。
・ガバナンスの強化と意思決定の迅速化の観点から、原則として毎日開催する「経営会議」を設置しております。この「経営会議」は頭取を議長とし、その他の構成員は議長付議により取締役会にて決定しており、取締役会の委任に基づき、決議・協議等を行う機関と位置付けております。また、本部各部からの速やかな報告を基に、迅速な指示を行うことで、業務執行の決定のスピードを高めております。決議内容等は、取締役会へ報告を行っております。
・監査役は取締役会等重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況について監査し、監査の実効性を高めるため、会計監査人・内部監査部門との連携により効率的な監査を行い、定期的な頭取との意見交換、拡大経営会議への出席等により監査役監査の環境整備を図っております。
・監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会担当者を1名配置しているほか、前述「社外監査役の選任状況」の通り公正で専門性の高い社外監査役を選任することで監査役の機能を高めております。
・内部監査は、各業務部門における内部管理態勢等の有効性・適切性を検証かつ評価し、改善勧告等を通じて経営の健全性確保に資することを目的としております。
・監査の対象は、当行における全ての業務とし、連結対象子会社等の業務についても監査対象としております。平成17年7月、監査部を取締役会直轄とし、より一層の独立性を強化しております。
・監査部は「内部監査方針」「内部監査規程」のもと、取締役会の承認を得て「内部監査計画」を年度毎に策定し、「監査実施規則」「検査実施規則」「自己査定監査実施基準」等に基づいた監査を実施しており、監査結果は取締役会へ報告されます。
・監査部には、監査統括担当、資産査定監査担当、システム監査担当、検査担当、監査役会担当を配置しております。
・当行は「執行役員制度」を導入しております。当行の経営責任を負う取締役と担当部門の業務執行に対して責任を負う執行役員に役割を明確化することで、それぞれの機能を強化し、急速に変化する経営環境に迅速かつ的確に対応できる体制を整備しております。
・当行は社外取締役、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役3名(うち独立役員2名)による客観的且つ中立的な経営監督機能と、高い見識があり独立役員でもある社外監査役2名を含む監査役・監査役会による監査機能によりコーポレート・ガバナンスの実効性が確保できていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月19日開催第140期定時株主総会の招集通知を平成27年6月1日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方にご出席いただけるように、年間を通じ、最も集中する日を回避して、株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年6月の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年6月の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームを採用いたしました。
その他	株主総会招集通知につきましては、発送に先立って当行ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年度は、静岡県内5会場（静岡・沼津・浜松）において、個人投資家を対象とした企業説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年度は、東京において、アナリスト、機関投資家向けに代表者自身の発表によるスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ディスクロージャー誌等を当行ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合統括部　財務室	
その他	＜株主ならびにお取引先向け＞ 平成26年度は、静岡県内5会場（清水・富士・静岡・沼津・浜松）において、株主並びにお取引先を対象とした、代表者自身の発表による企業説明会を開催し、延べ800名の方にご参加いただきました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「静岡市河川環境アドプトプログラム」に賛同し、市内の安倍川・興津川の河川敷等の環境美化活動を定期的に実施しているほか、しずおか未来の森サポーター認定企業として植林や清掃活動を行うとともに、ミニディスクロージャー誌にはふじのくに森の町内会の間伐に寄与する紙を使用しております。また、一部会議におけるペーパレス化の実施による紙使用量の削減やクールビズ等の取組みによる電気使用量の削減に努めております。
その他	＜役員への女性の登用＞ 取締役11名のうち、女性2名（社外取締役）を選任しております。 ＜女性の活躍の機会拡大に向けた取組みについて＞ 当行では、平成27年6月より、行員の成長、女性の活躍機会の拡大につながる取組みを進めております。パートタイマーの業務範囲の拡大として「テラースタッフ」を創設し、経験豊富なテラーの配置による店頭サービスレベルの向上を目指すとともに、新たな賃金制度も構築いたしました。 「テラースタッフ」の創設により、女性行員に様々な係を経験させるジョブローテーション機会を創出し、女性行員の潜在能力を引き出し、キャリアの複線化を進めてまいります。 さらに、行員には退職後5年以内の復職制度が制定されておりますが、パートタイマーとしても復職できるよう、OGの組織化を進めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、取締役会において、以下の通り「内部統制システムの基本方針」を定めるとともに、内部統制システムの整備に取り組んでおります。
(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
・コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
・本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
・使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、役員の法令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
・非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
・取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。
(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
・当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
・当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会担当者を1名以上配置する。
(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役会担当者の人事異動や評価等については監査役会の意見を尊重する。
(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当行及びグループ会社の取締役は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
・上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。
(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・頭取は、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。
(10)監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当行は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞
・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求には、断固として拒否するとともに、一切の関係を排除していくことを「清水銀行倫理憲章」に掲げております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
・反社会的勢力に関する情報を収集・分析・一元管理する統括管理部署を総合統括部とし、警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力を排除するシステムを構築しております。
・反社会的勢力との対応マニュアルを整備して、全職員への周知徹底等に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

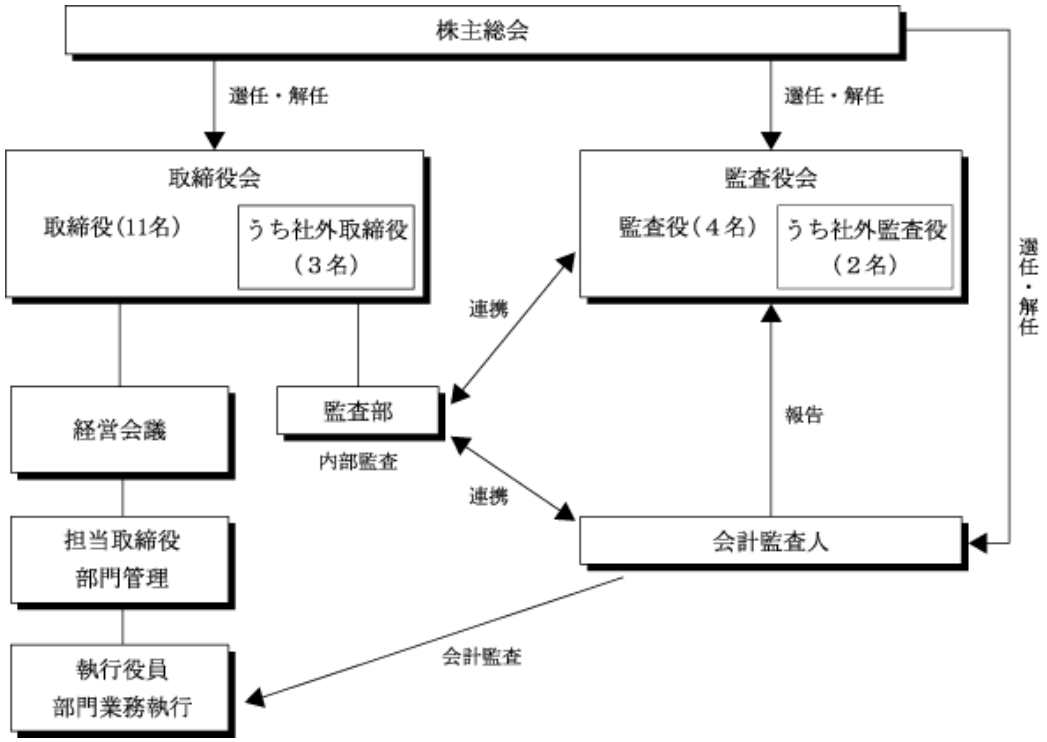
該当項目に関する補足説明

―――

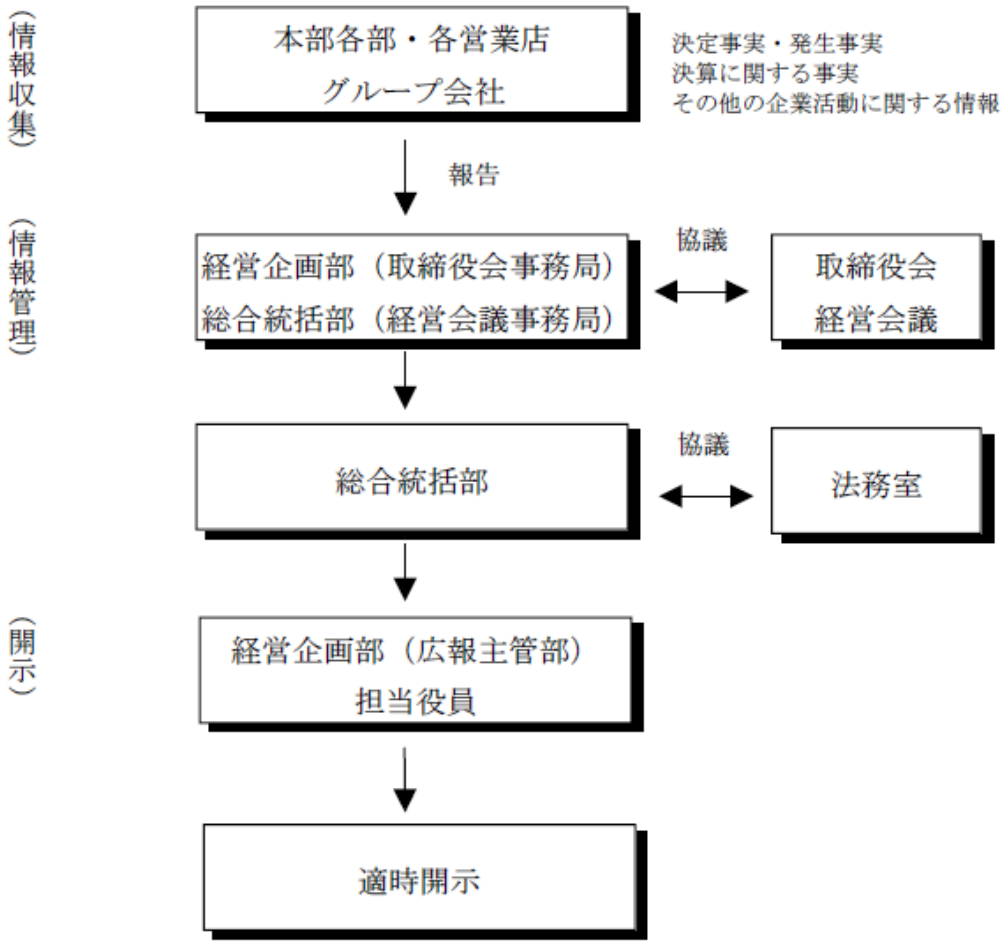
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示に係る社内体制＞
当行は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報について、適時適切な開示に取り組むため「適時開示対応手続」を定め、適時
開示について行内・グループ会社への周知徹底を行っております。
営業店・グループ会社からの情報は速やかに主管部に報告され、必要に応じて取締役会又は経営会議において協議されます。また、適時開示制度に照らし必要な場合は、総合統括部において開示手続きを進め、経営企画部（広報主管部）担当役員の承認を得て、適時に開示します。内容については、必要に応じて総合統括部法務室（コンプライアンス部門）と協議を行い、適法性の維持に努めております。

〈コーポレート・ガバナンス体制の模式図〉



＜適時開示体制の模式図＞


（情報収集）
本部各部・各営業店
グループ会社
決定事実・発生事実
決算に関する事実
その他の企業活動に関する情報
報告
（情報管理）
経営企画部（取締役会事務局）
総合統括部（経営会議事務局）
協議
取締役会
経営会議
総合統括部
協議
法務室
（開示）
経営企画部（広報主管部）
担当役員
適時開示